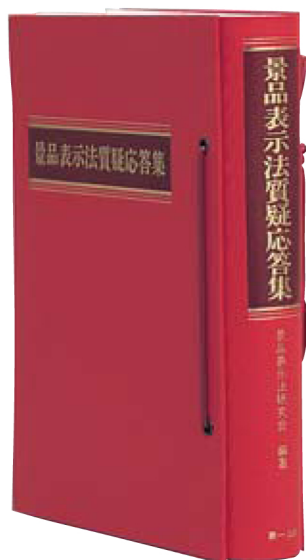


景品・表示の解釈や運用を集約!

景品表示法 質疑応答集



編著／景品表示法研究会

A5判・加除式・全1巻

定価 本体10,000円 + 税

本書の特色

1 最も理解しやすい回答形式の実務解説!

広告・宣伝に関する景品・表示の規制について、具体的な問題に直面した場合に関係法規の解釈、運用に資するよう一問一答形式でわかりやすく解説しています。

2 企業・消費者団体・官公庁必携の書!

景品表示法に関する規制、通達、業界の自主規制である公正競争規約等の具体的な運用例、問題点のポイントが理解できますので、企業の宣伝企画、消費者行政担当者等の必携書です。

3 法的根拠を明らかにした解答!

各設問の解答には、根拠規定、運用通達、公正競争規約判例・排除命令、警告・要望等をそれぞれ付記して、法規＝事例の立体的な解釈をはかれるよう編さんしています。

4 公正競争規約の明快な解説!

公正競争規約については、その内容が簡単にくみとれるように箇条書きとし、施行規則で解釈等を定めているものについては、*印で明示しています。

第一法規

「加除式」だから——担当者なら知っておきたい最新情報も満載!

- 景品類・表示
- 公正競争規約制度
- 最近の排除命令

オープン懸賞制限告示の廃止や近年続発しているインターネット等を用いた不当表示など、最新の改正動向・事例に対応しています。

清酒製造業、化粧品けん業、医療用医薬品製造業、不動産業、銀行業など、各業界における注意すべき点等を掲載し、改定があるごとに補正しています。

商品等に何をどのように表示したことが違法となるのか、具体的な事例として最近の排除命令を掲載しています。

内容構成 (抜粋)

第1章 総説

- 景品表示法は、平成二一年九月一日、公正取引委員会から消費者庁に移管されたが、その理由、経緯、移管後の公正取引委員会の関わり方などを説明してほしい。
- 消費者庁に移管されたことによって、景品表示法の目的が変更され、手続もかなり変更されたと聞く。どのように変わったのかを説明してほしい。
- 消費者団体訴訟制度を景品表示法に導入することとなった。消費者団体訴訟制度について説明してほしい。

第2章 景品類

第1節 景品類の定義 (15問)

- 景品表示法の規制対象となる「景品類」について説明してほしい
- 景品類の要件である「取引に附随」とは具体的に、どのようなことをさすか。また、購入を条件としないものも含まれるか
- 値引きについて、景品類に該当する場合があるか
- いわゆるキャッシュ・バックセールにおける割引金は、景品表示法上の景品類として取り扱われるのか
- 景品類の提供制限について、公正取引委員会の告示で定めることになっているのは、なぜか。また、そのような告示としては、どのようなものがあるか 他

第2節 懸賞制限告示 (16問)

- 懸賞制限告示では、どのような行為が規制されるか
- 懸賞付販売で提供できる景品類の最高額及び総額について説明してほしい
- 「景品類の総額」規制と「懸賞に係る取引の予定総額」について説明してほしい
- 懸賞の方法として、くじその他偶然性を利用して定める方法があるが、具体的に説明してほしい
- 共同懸賞はどのような場合に実施できるか
- 商店街の共同懸賞はどのような場合に実施できるか 他

第3節 消費者景品制限告示 (13問)

- 消費者景品制限告示ではどのような行為

が規制されるか

- 消費者景品制限告示の適用を除外される見本その他宣伝用の物品、またはサービスとして、取り扱われるものはどのようなものか
- 同一の取引に附随して2以上の景品類の提供が行われる場合の注意すべき点は何か
- 消費者景品制限告示に違反した主要な事件にはどのようなものがあるか 他

第4節 個別業種における景品提供の制限(8問)

- 個別業種における景品提供の制限について説明してほしい
- 雑誌の購読者に景品を提供する場合にどの程度の提供が可能か
- タウン紙またはタウン雑誌に値引券等を印刷することに問題はないか
- 新聞社または雑誌社がオープン懸賞を行う場合に、自紙(誌)のみでの広告で足りるか 他

第3章 表示

第1節 不当表示の禁止 (25問)

- 景品表示法の規制対象となる「表示」について説明してほしい
- 商品等の内容について、「実際のものよりも著しく優良である」との判断基準について説明してほしい
- 事業者に対する不当な表示は規制されないのか
- 表示をしていないことが、不当表示とすることがあるか 他

第2節 品質等の不当表示 (14問)

- 景品表示法では、商品やサービスの「品質、規格その他の内容」について、誤認される表示を禁止しているが、この「品質、規格その他の内容」について説明してほしい
- 不動産や食品以外の商品の品質等についての不当表示の事例として、どのようなものがあるか
- 当社では、ミネラルウォーターを販売するにあたり「海洋深層水」と表示したいと考えているが、表示上問題はあるか。また留意事項があれば教えてほしい 他

第3節 価格等の不当表示

I 不当な価格表示 (2問)

- 景品表示法上の不当な価格表示について教えてほしい 他

II 販売価格に関する表示 (3問)

- 販売価格に関する表示を行う場合の留意点について教えてほしい 他

III 二重価格表示 (12問)

- 二重価格表示の基本的な考え方や留意点について教えてほしい
- タイムサービスを行う場合の二重価格表示は不当表示にあたるか

IV 割引率または割引額 (4問)

- 割引率または割引額を用いた価格表示を行う場合、どのような例が不当表示にあたるか

V その他の不当表示 (4問)

- 役務についての不当表示の事例としてどのようなものがあるか

第4節 不当な表示の指定 (16問)

- 表示について、景品表示法第4条第1項第3号により、指定できるようになっているのは、いかなる理由か
- 「商品の原産国に関する不当な表示」では、どのような表示を規制しているか
- 「原産国」はどのような基準で判定するか。また、判断の具体例を示してほしい
- 消費者信用の融資費用に関する不当な表示では、どのような表示を規制しているか
- おとり広告に関する表示について説明してほしい

第5節 消費者取引の適正化への取組(9問)

- 平成二〇年に公正取引委員会は「見にくい表示一打ち消し表示のあり方」について考え方を示しているが、この考え方は、景品表示法が消費者庁に移管された後も引き継がれるのか。
- 平成二〇年に公正取引委員会が「NO.1」表示についての考え方を示しているが、この考え方は、景品表示法が消費者庁に移管された後も引き継がれるのか。
- 老人ホーム等のサービスに関する不当表示を重点的に取り締まっていると聞いているが、その背景と問題表示の内容を教えてください。今後、老人ホーム等のサービスに関する表示について、どう対処するのか 他

第4章 手続 (16問)

- 当社の広告が景品表示法に違反するとの指摘を消費者庁から受けたが、もうかなり前のもので現在はそのような広告はしていない。消費者庁から訂正広告を出す

※形式でわかりやすく解説します！

よう求められた。いまさら訂正広告を出しても意味がないと思うが、出さなければならぬか

- 景品表示法に違反する疑いのある行為に対し、どのような調査が行われるか。また、違反事件処理手続について説明してほしい
- 排除命令に不服がある場合、どのようにすればよいか
- 審判手続とはどのような手続か、説明してほしい
- 都道府県知事が行う指示とは、どのようなものか

資料－最近の排除命令

●景品関係

(懸賞による景品類の提供に関する事項の制限)
 (一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限)
 (事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限)
 (新聞業における景品類の提供に関する事項の制限)

(即席めん類業における景品類の提供に関する事項の制限)
 (雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限)
 (懸賞による景品類の提供に関する事項の制限及び一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限)
 (一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限)

●表示関係

第5章 公正競争規約制度

第1節 概説 (9問)

- 景品表示法の改正に伴い、公正競争規約制度はどのように変わったのか。ポイントを教えて欲しい。
- 公正競争規約制度とは、どのようなものか。また、このような制度が設けられた理由を教えてほしい
- 公正競争規約を設定するまでの認定要件及び手続について、説明してほしい
- 内閣総理大臣（消費者庁長官）及び公正取引委員会の認定を受けた公正競争規約

には、どのような効果があるのか

第2節 景品規約 (40問)

- チョコレート業の景品規約について説明してほしい
- チューインガム業の景品規約について説明してほしい
- 化粧品けん業の景品規約について説明してほしい
- 新聞業の景品規約について説明してほしい
- 銀行業の表示規約について説明してほしい など40業種

第3節 表示規約 (70問)

- 観光土産品の表示規約について説明してほしい
- 合成レモンの表示規約について説明してほしい
- 果実飲料等の表示規約について説明してほしい
- 鶏卵の表示規約について説明してほしい

●参考資料

- 景品表示法の略史
- 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）

実務に即応できるわかりやすい一問一答形式！！

内容見本(縮小)

【問】食品に関する不当表示

食品は、一般消費者にとってのもっとも身近な商品である。かつては、豆腐、醤油、パン、野菜などは消費者の身近なところで作られ、消費者はそれが誰によってどのように作られているかを容易に知ることができた（また、近くで消費されるから防腐剤等も入れる必要はなかった）。しかし、近年、全国的なメーカーが生産した食品や外国で生産された食品が小売店頭の相当部分を占めるようになり、消費者は、その食品がどこで誰によってどのように作られたのかが分からなくなっている。また、近年、加工食品の種類も増え内容も高度になり、消費者がその原材料や添加物の有無等を理解しづらいケースが多くなっている。さらに、感々な幼能動産を唱う健康食品等が数多く製造販売されるようになり、BSEや鳥インフルエンザ、本物志向が高まっている。

一方、BSEや鳥インフルエンザ、本物志向が高まっている。

このような環境の下で、食品表示に関する不当表示

【答】

食品は、一般消費者にとってのもっとも身近な商品である。かつては、豆腐、醤油、パン、野菜などは消費者の身近なところで作られ、消費者はそれが誰によってどのように作られているかを容易に知ることができた（また、近くで消費されるから防腐剤等も入れる必要はなかった）。しかし、近年、全国的なメーカーが生産した食品や外国で生産された食品が小売店頭の相当部分を占めるようになり、消費者は、その食品がどこで誰によってどのように作られたのかが分からなくなっている。また、近年、加工食品の種類も増え内容も高度になり、消費者がその原材料や添加物の有無等を理解しづらいケースが多くなっている。さらに、感々な幼能動産を唱う健康食品等が数多く製造販売されるようになり、BSEや鳥インフルエンザ、本物志向が高まっている。

一方、BSEや鳥インフルエンザ、本物志向が高まっている。

このような環境の下で、食品表示に関する不当表示

【問】景品表示法は、平成二年九月一日、公正取引委員会から消費者庁へ移管されたが、その理由、経緯、移管後の公正取引委員会の関わり方などを説明してほしい。

【答】

景品表示法は、平成二年九月一日、公正取引委員会から消費者庁へ移管されたが、その理由、経緯、移管後の公正取引委員会の関わり方などを説明してほしい。

【問】公正競争規約制度は、平成二年九月一日、公正取引委員会から消費者庁へ移管されたが、その理由、経緯、移管後の公正取引委員会の関わり方などを説明してほしい。

【答】

公正競争規約制度は、平成二年九月一日、公正取引委員会から消費者庁へ移管されたが、その理由、経緯、移管後の公正取引委員会の関わり方などを説明してほしい。

末永く、安心してご利用いただくために、お客様の疑問にお答えします

加除式書籍とは？

◆法改正や最新事例の追加等によって「台本(原本)」の内容に改正・増補等が生じた場合、その都度発行する「追録」(有料)と不要な頁を差し替えることで、内容を補正・更新できる形態の書籍です。

=====ここが魅力=====

- 何年経っても情報の「確かさ」と「鮮度」を保ち続けることができる！
- 追録の迅速なお届けにより、法改正や増補を見落とすことなく、常に最新内容で利用できる！
- 法改正の度に買い換える必要がないため、長期的なご利用にあたっては費用負担が少なく経済的！

商品を手にとって検討したい…

◆商品をお手にとって検討したいというお客様は、下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

購入後のメンテナンスは？

- ◆追録の差し替え作業は、無料で行います。弊社社員が直接お伺いし、迅速・正確かつ丁寧に加除作業を行います。
- ◆その他、書籍のページが欠落した、バインダーが壊れた等の不都合が生じた場合も、お気軽に下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

追録は購入しなければならないの？

- ◆常に最新内容でご利用いただけるよう、台本のご購入以降に発行される追録(有料)のご購読もお願いしています。
- ◆追録は、お客様からお届けの停止(購読中止)のご連絡をいただくまでは継続してお届けいたします。
- ◆ご利用条件については、商品ごとの「利用規約(規程)」でご案内しています。
- ◆年間追録代、発行回数等については下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申し込み方法は？ 支払いは？

- ◆お申し込み方法は以下からお選び下さい。
 - 下記フリーダイヤルにてお申し込み下さい。
 - 弊社ホームページ
 - ※ホームページでは、新刊をはじめ各商品の詳しい情報をお届けしています。また、フリーワードやジャンル別等商品検索機能もご利用いただけます。
 - 本カタログと併せてお届けした**申込書**にご記入の上、弊社宛にお申し込み下さい。
 - お客様の地域を担当する**弊社社員**にお申し込み下さい。
- ◆お申し込みをいただいた後、商品(台本)と請求書をお届けいたします。
- ◆お支払い方法(一括払い・分割払い等)やお支払いの時期については、同封の申込書に記載しています。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせ下さい。

商品に関するご照会・お申し込み・追録差し換えのご依頼は

TEL ☎ 0120-203-694
FAX ☎ 0120-302-640

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。
※フリーダイヤル(TEL)の受付時間は土・日・祝日を除く9:00~17:30です。
※FAXは24時間受け付けておりますので、併せてご利用ください。

ホームページからのお申し込みは

第一法規

検索

<http://www.daiichihoki.co.jp>

※クレジットカードでもお支払いいただけます。
※追録(有料)は、請求書でのお支払いとなります。



第一法規 株式会社

本社

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

担当



(615220) [1004]

景祐 (615229) 2010.4 H4